

平成11年2月1日

覚 書

防衛庁人事教育局教育課長 高嶋



警察庁長官官房会計課長 末綱



防衛庁及び警察庁は、陸上自衛隊における警察庁航空要員に対する教育訓練に必要な経費（以下「教育訓練経費」という。）に関して、下記のとおり了解する。

記

- 1 平成10年度の教育訓練経費の執行については、警察庁は、防衛庁（陸上自衛隊）からの協議を受け、教育訓練経費のうち、平成10年度予算に同庁予算として計上された分をもって、陸上自衛隊指定の燃料及び航空部品を購入し、当該物品を陸上自衛隊に管理換するものとする。
- 2 平成11年度以降の教育訓練経費については、防衛庁及び警察庁は次の区分に従って、それぞれ予算要求をするものとする。
警察庁：警察庁航空要員に対する教育訓練に係る油購入費及び航空機修理費として必要な経費の合計額に相当する額
防衛庁：上記以外で教育訓練に必要な経費
- 3 平成11年度以降の教育訓練経費の執行については、警察庁は、防衛庁（陸上自衛隊）からの協議を受け、同庁予算として計上された分をもって、陸上自衛隊指定の燃料及び航空部品を購入し、当該物品を陸上自衛隊に管理換するものとする。

- 4 教育訓練経費の予算要求及び執行の細部については、防衛庁陸上幕僚監部教育訓練部教育課と警察庁長官官房会計課の間で調整するものとする。
- 5 本覚書に定めのない事項については、防衛庁人事教育局教育課と警察庁長官官房会計課の間で、その都度、調整するものとする。
- 6 今後、状況の変化等により本覚書の内容を変更する必要がある場合には、防衛庁人事教育局教育課と警察庁長官官房会計課の間で、改めて協議するものとする。